

令和6年(1月～12月)労働災害の発生状況

労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成  
( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

新型コロナウイルス感染症り患者除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

但馬労働基準監督署

業 種	令和6年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	144	100.0 ( )	181 (2)	100.0 ( 100.0%)	-37 ( -2)	-20.4% ( -100.0%)	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	82	56.9 ( )	104 (1)	57.5 ( 50.0%)	-22 ( -1)	-21.2% ( -100.0%)	
製 造 業	35	24.3 ( )	47	26.0 ( )	-12 ( )	-25.5% ( - )	
鉱 業	1	0.7 ( )	1	0.6 ( )	( )	( - )	
建 設 業	19	13.2 ( )	27 (1)	14.9% ( 50.0%)	-8 ( -1)	-29.6% ( -100.0%)	
運 輸 交 通 業	9	6.3 ( )	15	8.3 ( )	-6 ( )	-40.0% ( - )	
貨 物 取 扱 業		( )		( )	( )	- ( - )	
農 林 業	15	10.4 ( )	10	5.5 ( )	5 ( )	50.0% ( - )	
畜 産 ・ 水 産 業	3	2.1 ( )	4	2.2 ( )	-1 ( )	-25.0% ( - )	
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	62	43.1 ( )	77 (1)	42.5% ( 50.0%)	-15 ( -1)	-19.5% ( -100.0%)	
商 業	卸 売 業	1	0.7 ( )	3	1.7 ( )	-2 ( )	-66.7% ( - )
	小 売 業	15	10.4 ( )	13	7.2 ( )	2 ( )	15.4% ( - )
	上記以外の商業	1	0.7 ( )	3	1.7 ( )	-2 ( )	-66.7% ( - )
	計	17	11.8 ( )	19	10.5 ( )	-2 ( )	-10.5% ( - )
通 信 業	3	2.1 ( )	5	2.8 ( )	-2 ( )	-40.0% ( - )	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	2	1.4 ( )	5	2.8 ( )	-3 ( )	-60.0% ( - )
	社 会 福 祉 施 設	15	10.4 ( )	19	10.5 ( )	-4 ( )	-21.1% ( - )
	上記以外の保健衛生業		( )		( )	( )	- ( - )
	計	17	11.8 ( )	24	13.3 ( )	-7 ( )	-29.2% ( - )
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	2	1.4 ( )	3	1.7 ( )	-1 ( )	-33.3% ( - )
	ゴ ル フ 場		( )		( )	( )	- ( - )
	上記以外の接客娯楽業	10	6.9 ( )	10 (1)	5.5% ( 50.0%)	( -1)	( -100.0%)
	計	12	8.3 ( )	13 (1)	7.2% ( 50.0%)	-1 ( -1)	-7.7% ( -100.0%)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業		( )	2	1.1% ( )	-2 ( )	-100.0% ( - )
	廃 棄 物 処 理 業	4	2.8 ( )	6	3.3 ( )	-2 ( )	-33.3% ( - )
	上記以外の清掃・と畜業	1	0.7 ( )	1	0.6 ( )	( )	( - )
	計	5	3.5 ( )	9	5.0 ( )	-4 ( )	-44.4% ( - )
そ の 他 の 事 業	警 備 業	1	0.7 ( )	1	0.6 ( )	( )	( - )
	上記以外のその他の事業	4	2.8 ( )	3	1.7 ( )	1 ( )	33.3% ( - )
	計	5	3.5 ( )	4	2.2 ( )	1 ( )	25.0% ( - )
金 融 広 告 業	2	1.4 ( )	2	1.1% ( )	( )	( - )	
映 画 演 劇 業		( )		( )	( )	- ( - )	
教 育 研 究 業		( )	1	0.6 ( )	-1 ( )	-100.0% ( - )	
官 公 署	1	0.7 ( )		( )	1 ( )	- ( - )	
( 陸 上 貨 物 運 送 業 )	3	2.1%	5	2.8%	-2 ( )	-60.0% ( - )	

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。